

スマートハイムでんき電気受給(太陽光の売電)条件説明書 (重要事項説明書)

小売事業者:大阪ガス株式会社
代理事業者:積水化学工業株式会社

ご契約前に「スマートハイムでんき受給(太陽光余剰電力買取)契約書」の記載内容と合わせてご確認ください。

1. 個人情報の取扱いについて

●契約手続きに際しお伺いしたお客様の個人情報は、積水化学工業株式会社(以下、積水化学工業といたします。)および大阪ガス株式会社(以下、大阪ガスといたします。)のプライバシーポリシーに従い取扱いします。積水化学工業は、お客様の買取料金、買取量等を大阪ガスから取得し、サービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発に必要な範囲でそのお客様情報を利用いたします。またご記入いただいたメールアドレスは、メールマガジン、ネットサービス利用に必要な情報の発信およびアンケートのお願いのために用い、それ以外の目的では利用いたしません。

●大阪ガスは、手続きに必要な範囲で、お客様情報を小売電気事業者、発電電気事業者、送配電事業者または配電事業者(以下、送配電事業者等といたします。)、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

2. 契約の申込みについて

●積水化学工業は、大阪ガスの代理事業者としてスマートハイムでんき受給契約のお申込みを受け、大阪ガスに連携します。

●スマートハイムでんき受給契約を締結することを希望される場合は、スマートハイムでんきホームページより、積水化学工業にお申込みいただけます。

●大阪ガスは、電気の需給状況、受電設備の状況、料金のお支払い状況(すでに消滅しているものを含む大阪ガスとの他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合並びに大阪ガスが適当でないと判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。

●また、お申込みに先立ち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の適用に際し「設備認定」を受けた時点から、発電方式や発電設備容量に変更がないことを確認いたします。発電方式や発電設備容量が認定時点と異なる場合、お申込みを受け付けることができない場合があります。

●固定価格買取期間満了に伴う切り替えは、固定価格買取期間満了の20日前までにお申込みください。

3. 契約内容について

●スマートハイムでんき受給契約は、大阪ガスが再生可能エネルギーとして太陽光を利用して発電された電気を買取る契約で、詳細は大阪ガスが定めるスマートハイムでんき受給約款によるものといたします。スマートハイムでんき受給約款は積水化学工業のホームページに掲載します。

●買取料金単価については、変更する場合がございます。

●大阪ガスは、スマートハイムでんき受給約款を変更することがあります。お客様は、変更後のスマートハイムでんき受給約款に異議がある場合、解約することができます。

●スマートハイムでんき受給約款または受給契約の内容を変更する場合は、その変更内容をお客様にお知らせいたします。その際には、受給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他大阪ガスが適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載することについてあらかじめ承諾していただきます。

4. 受給開始時期について

●スマートハイムでんき受給契約の締結後、現在ご契約中の電気買取契約の解約や大阪ガスの発電バランスグループへの組み入れ等、大阪ガスによる必要な手続きが完了した時点で、受給開始予定日を改めてお知らせいたします。

他社から切り替えられる場合の受給開始予定日は、お申込みから3週間～2カ月後となります。なお、お手続きの都合により受給開始予定日のご案内が受給開始後となる場合があります。また、お知らせした受給開始予定日は、手続きの都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

●万が一、受給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、受給開始予定日の3営業日前までに大阪ガスへその旨をお申し出いただく必要があります。

5. スマートメーターへの取替について

●スマートハイムでんき受給契約の締結後、送配電事業者等が必要に応じて供給側、買取側の計量器をスマートメーターに取り替えます。取替に際して停電が発生する場合がありますのであらかじめご了承ください。

6. 買取料金メニューの適用条件について

●買取料金メニューは、お客様からのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。

●大阪ガスと締結するその他の契約の解約等で買取料金メニューの適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を大阪ガスへ連絡していただきます。この場合、買取料金メニューの適用は大阪ガスが通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。

●買取料金メニューの適用条件を満たさないで電気の受給を行なった場合、スマートハイムでんき受給約款に基づき本来お支払いすべきであった金額と既にお支払いした金額との差額を精算いただきます。

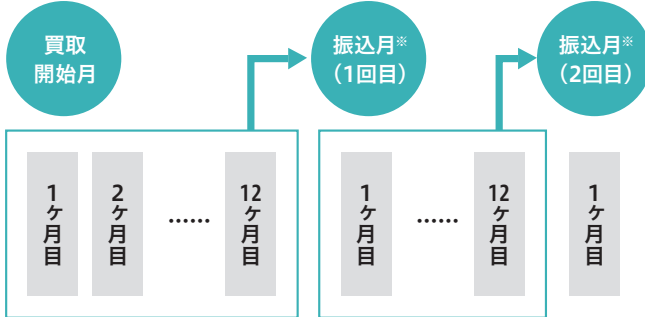
7. 料金の計算とお支払いについて

●検針および買取量の算定は、託送供給等約款等に従い、送配電事業者等が実施いたします。その結果を大阪ガスが受け取り、スマートハイムでんき受給約款の定めに従い買取料金を算定いたします。

●料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の受給を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

●大阪ガスは、原則として買取料金をお客様が予め指定する口座に、買取を開始した月または料金をお支払いした月を1ヵ月目として、12ヵ月目までの料金を12ヵ月目の翌月の末日までに振り込みます。なお、買取料金の振込に先立ち、各月の買取量および買取料金を書面等大阪ガスが適当と判断した方法により通知いたします。

<お支払いまでの流れ>



※振込月に、振込予定の各月の買取量および買取料金を通知いたします。

●買取料金をガス料金や電気料金等、大阪ガスのその他の契約の料金の支払いに充当することはできません。

8. 契約の変更、解約について

●お客様が他の事業者に買取先を変更される場合には、新たな事業者に対してお客様より契約の申込みをしていただきます。

●契約の変更や転宅、発電設備の撤去等に伴う解約を希望される場合は、大阪ガスへお申し付けください。なお、解約をご希望の場合は、解約を希望される日の3営業日前までに大阪ガスへお申し出いただく必要があります。

●ターリングオフにより契約を解除された場合や大阪ガスから契約を解約した場合等で、お客様が無契約状態になったときには、電気を受給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく必要があります。

9. その他

●受電電気方式および受電電圧は、託送供給等約款等の定めに従うものとなります。

●お客様が新たに発電を開始される場合等で、新たに受電設備等を

施設するときや、お客様の希望により受電設備を変更する場合は、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客様から申し受けます。

●送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気を受給を中止または制限する場合があります。これら、大阪ガスの責めによらずに電気を受給を中止または制限する場合、大阪ガスは原則として損害賠償責任を負わないものといたします。

●大阪ガスまたは送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客様の承諾を得て、係員をお客様の発電場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気受給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客様が遵守すべき事項について承諾していただきます。

●現在の電気受給契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客様の不利益となる事項が発生する可能性があります。

10. 問合せ先

●お申込みに関するお問合せ

積水化学工業株式会社(代理事業者)

住所:大阪府大阪市北区西天満二丁目4番地4号堂島関電ビル

お問合せは、ホームページからメールで受け付けております。

<https://www.smartheim-denki.com/osakagas/faq/> (応答時間: 9:30~17:30)

※お問合せ内容や定休日等の関係で、回答に時間がかかる場合があります。

●本書面やご契約内容等のお問合せ

大阪ガス(株)(小売電気事業者 A0048)

住所:大阪市中央区平野町4丁目1番2号

0120-000-555(グッドライフコール)

受付時間:9:00-19:00(定休日なし)

※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。

■スマートハイムでんき料金単価一覧

1. スマートハイムでんき

2023年10月1日時点

適用条件	単位	料金単価 (税込)
ソーラー (太陽光発電設備) のみ設置されている場合	1 kWhにつき	9 円
ソーラー+蓄電池または VtoH を設置されている場合	1 kWhにつき	12 円

【適用範囲】

積水化学工業(株)および販売会社であるセキスイハイムが建築する住宅等または積水化学工業(株)および販売会社であるセキスイファミエスが屋根上に太陽光を設置した住宅等において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の適用期間が満了した太陽光発電設備(再生可能エネルギー源として太陽光を利用する50kW以下の発電設備に限ります。)に適用いたします。